

地理的分野・歴史的分野	移行措置の内容：「 授業時数の配分(地理的分野・歴史的分野) 」に関する扱い
	・ 新学習指導要領 ：「各分野に配当する授業時数は、地理的分野 115 単位時間、歴史的分野 135 単位時間、公民的分野100 単位時間とすること。これらの点に留意し、各学校で創意工夫して適切な指導計画を作成すること。(第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1・(3))」の規定により、授業時数を両分野に適切に配当するものとする。
	移行措置期間中（平成31・32年度の教科書の扱い〈案〉） ※ 新指導要領 の規定により、平成31年度・32年度に関しては、地理的分野が5時間減、歴史的分野が5時間増となります。 ・地理的分野…(現行学習指導要領)120時間 ⇨ (新学習指導要領)115時間<-5時間> ・歴史的分野…(現行学習指導要領)130時間 ⇨ (新学習指導要領)135時間<+5時間>

地理的分野	移行措置の内容：「 世界の諸地域 」「 世界の様々な地域の調査 」に関する扱い
	・ 【追加】 現行学習指導要領：「世界の諸地域について、以下の(ア)から(カ)の各州に暮らす人々の生活の様子を的確に把握できる地理的事象を取り上げ、それを基に主題を設けて、それぞれの州の地域的特色を理解させる。〈世界の諸地域〉」(内容)に、「様々な地域又は国の地域的特色をとらえる適切な主題を設けて追究し、世界の地理的認識を深めさせる。」(内容)を加える。 ・ 【適用】 現行学習指導要領：「様々な資料を的確に読み取ったり、地図を有効に活用して事象を説明したりするなどの作業的な学習活動を取り入れること。また、自分の解釈を加えて論述したり、意見交換したりするなどの学習活動を充実させること。」(内容の取扱い) ・ 【省略】 現行学習指導要領：「世界の諸地域に暮らす人々の生活の様子を的確に把握できる地理的事象を取り上げ、様々な地域又は国の地域的特色をとらえる適切な主題を設けて追究し、世界の地理的認識を深めさせるとともに、世界の様々な地域又は国の調査を行う際の視点や方法を身に付けさせる。」(内容)
	移行措置期間中の教科書の扱い 現行版の教科書『中学社会 地理 地域にまなぶ』の「世界のさまざまな地域の調査(第1編・第4章 [p.112~p.120])」の内容を省略し、「世界の諸地域(第1編・第3章)」において、「読み解こう」などで資料の読み取りに関する学習や、地図を活用する学習、適宜「ふりかえる」を活用するなどしてグループ討議の学習などを充実させることにより、「世界のさまざまな地域の調査」の内容を合わせて丁寧に指導いただくことで対応できます。

◆ 地理的分野の学習指導計画 総括表(案)における時数調整の例 (現行指導要領：106時間⇨ 移行措置期間101時間)
「第1編 第3章 世界の諸地域 (p.41~111)」, 「第4章 世界のさまざまな地域の調査 (p.112~120)」について ・ 世界地誌の州別の学習を進めていくに当たり , 「第4章 世界のさまざまな地域の調査 (p.112~120)」の内容について合わせて学習指導を行う。 ・ 現行第4章の内容を省略する(=時数を5時間減とする)。

歴史的分野 ①	移行措置の内容：「 世界の古代文明 」に関する扱い
	・ 【適用せず】 現行学習指導要領：「世界の古代文明については、中国の文明を中心に諸文明の特色を取り扱い、生活技術の発達、文字の使用、国家のおこりと発展などの共通する特色に気付かせるようにすること。また、人類の出現にも触れること。」(内容の取扱い) ・ 【適用】新学習指導要領 ：「世界の古代文明については、人類の出現にも触れ、中国の文明をはじめとして諸文明の特徴を取り扱い、生活技術の発達、文字の使用、国家のおこりと発展などの共通する特徴に気付かせるようにすること。また、ギリシャ・ローマの文明について、政治制度など民主政治の来歴の観点から取り扱うこと。」(内容の取扱い)
	移行措置期間中の教科書の扱い 現行版の教科書『中学社会 歴史 未来をひらく』の「人類の出現と文明のおこり(第2章・1節 [p.16~p.23])」の内容を丁寧に扱うことで対応できます。 <留意点>… 新学習指導要領(内容の取扱い)との関連 ギリシャ・ローマの文明については、適宜資料を用いてギリシャ・ローマ時代の政治制度の特徴・移り変わりについては補っていただきながら、p.19「歴史の窓 古代ギリシャの文化」と、p.23「ローマ帝国とキリスト教のおこり」を特に丁寧に扱うして下さい。

歴史的 分野 ②	移行措置の内容：「中世の日本」に関する扱い
	・【追加】現行学習指導要領：「鎌倉幕府の成立、南北朝の争乱と室町幕府、東アジアの国際関係、応仁の乱後の社会的な変動などを通して、武家政治の特色を考えさせ、武士が台頭して武家政権が成立し、その支配が次第に全国に広まるとともに、東アジア世界との密接なかかわりがみられたことを理解させる。」(内容)に、新学習指導要領：「元寇がユーラシアの変化の中で起こったことを理解する」(内容)を加える。
	・【適用】新学習指導要領：「ユーラシアの変化」については、モンゴル帝国の拡大によるユーラシアの結び付きについて気付かせること。」(内容の取扱い)
	移行措置期間中の教科書の扱い
	現行版の教科書『中学社会 歴史 未来をひらく』の「中世の日本と世界(第3章 [p.53～p.86])」の内容を丁寧に取り扱うことで対応できます。
	<p><留意点> … 新学習指導要領(内容の取扱い)との関連 「ユーラシアの変化」については、「①大陸をまたぐ大帝国(第3章・1節[p.54～55])」を特に丁寧に取り扱って下さい。</p>

歴史的 分野 ③	移行措置の内容：「ヨーロッパ人來航の背景」に関する扱い
	・【適用せず】現行学習指導要領：「ヨーロッパ人來航の背景」については、新航路の開拓を中心に取り扱い、宗教改革についても触れること。」(内容の取扱い)
	・【適用】新学習指導要領：「新航路の開拓を中心に取り扱い、その背景となるアジアの交易の状況やムスリム商人などの役割と世界の結び付きに気付かせること。また、宗教改革についても触れること。」(内容の取扱い)
	移行措置期間中の教科書の扱い
	現行版の教科書『中学社会 歴史 未来をひらく』の「結びつく世界との出会い(第4章・1節 [p.88～p.95])」の内容を丁寧に取り扱うことで対応できます。
	<p><留意点> … 新学習指導要領(内容の取扱い)との関連 また、特設ページ「銀で結びつく世界(p.96)」、 「宣教師が見た日本(p.97)」も適宜ご活用下さい。</p>

歴史的 分野 ④	移行措置の内容：「市民革命」に関する扱い
	・【適用せず】現行学習指導要領：「市民革命」については欧米諸国における近代社会の成立という観点から、…(中略)… 代表的な事例を取り上げるようにすること。」(内容の取扱い)
	・【適用】新学習指導要領：「市民革命」については、政治体制の変化や人権思想の発達や広がり、現代の政治とのつながりなど関連付けて、アメリカの独立、フランス革命などを扱うこと。」(内容の取扱い)
	移行措置期間中の教科書の扱い
	現行版の教科書『中学社会 歴史 未来をひらく』の「近代世界の確立とアジア(第5章・1節 [p.132～p.139])」の内容を丁寧に取り扱うことで対応できます。

◆ 歴史的分野の学習指導計画 総括表(案)における時数調整の例 (現行指導要領：117時間⇄移行措置期間121時間)	
<ul style="list-style-type: none"> ・「人類の出現と文明のおこり(第2章・1節[p.16～23])」 ・「中世の日本と世界(第3章 [p.53～p.86])」 ・「結びつく世界との出会い(第4章・1節 [p.88～p.95])」 ・「近代世界の確立とアジア(第5章・1節 [p.132～p.139])」 	
* 上記の「移行措置期間中の教科書の扱い」に合わせて時数を調整する(=時数を5時間増とする)。	